

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案11件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第4号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「当該児童館については無償で払い下げするとの事だが、施設の老朽化が進んでいるため、譲渡したとたんに大修繕となり、相手側が困るような事にはならないか」との質疑に対し、当局より、「これまでも協議が整った施設を順次払い下げしてきた。払い下げにあたっては、出来るだけ改修をして、譲渡後に支障がないようにしている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 平成30年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「財政運営の主体が都道府県となり1年が経過するが、どのように総括するか」との質疑に対し、当局より、「今のところは国の激変緩和措置としての公費投入があるが、いずれはなくなるものである。県全体では国保加入者の減少により税収が落ち、反面、1人当たりの医療費単価が上がっている。総合的に見て、今後加入者に負担をかけないようにするためには、繰越金については基金に積み、効率的に基金を活用して税率を据え置くなど、影響を少なくすることができれば良いのではないかと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

次に、議案第 22 号 平成 30 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険料軽減特例の段階的な見直しによる影響について」の質疑に対し、当局より、「軽減対象者数がますます減少してきており、今年度は特に被扶養者への影響が大きい。軽減の縮減が保険料にも影響している」と見ている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号 平成 30 年度横手市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今まで市単独で行っていた介護用品支給券支給事業について、なぜ急に国の交付金の対象になったのか」との質疑に対し、当局より、「第 6 期介護保険事業実施の段階で、この事業が交付金対象から除かれるという情報があったため、第 7 期を始める平成 30 年度当初の予算編成においては、全額一般会計からの繰入れにより事業実施するものとしていた。しかし後になって、一定の条件をクリアすれば交付金の対象とする事ができるという国の通達があったため、交付金を充てることとして財源振替を行ったものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号 平成 30 年度横手市病院事業会計補正予算(第 4 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「若手医師等のキャリア形成支援事業補助金が増額補正となっているが、どのような内容か」との質疑に対し、当局より、「大森病院では週 1 日程度、市外の病院に勤務する医師を研修医として受け入れ、反対に研修医の勤務先で医師が不足する分を補てんする意味で医師を派遣している。これは県の枠組みの中で若手医師のキャリアアップのために実施された新たな事業だが、その要綱が今年 2 月に制定され、年度初めの 4 月に遡及して適用するという事

で今回の補正となった。派遣した医師の経費に対する補助金である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号 平成 31 年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保健衛生普及費について、これは全国一斉にやる事業なのか。以前、似たような取り組みがあり、報奨品を差し上げるものだったが、それよりも保険料を下げてもらいたい。インセンティブという意味だと思うが、果たして効果があるのか疑問に思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「全国一斉にやるものではない。特定健診の受診率が伸び悩んでいる状況にあり、特に若い世代の意識改革が必要なことから実施することとした。急に受診率が向上するものではないが、地道な取り組みを継続して、健診を受けなければならないという認識が少しでも浸透して欲しいと考えている。また、制度改正後に新設された保険者努力支援制度の評価項目であることも踏まえて実施する予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 32 号 平成 31 年度横手市後期高齢者医療特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険料軽減特例の見直しにより、特別徴収から納付書による普通徴収に変更して欲しいという相談が増えるのではないかと心配するが、どのように見込んでいるか」との質疑に対し、当局より、「後期高齢の保険料については、99.7 パーセントという高い収納率となっている。収納課で納付相談をしているが、収納率を踏まえても、後期高齢の保険料についての相談は多くはないものと見込んでいる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 33 号 平成 31 年度横手市介護保険特別会計予算について

て、主な質疑と答弁を申し上げますと、「第8期介護保険事業計画策定のためのニーズ調査について、これは課内での検討後に委託されるものなのか、それとも大部分を業者任せとして委託されるものなのか」との質疑に対し、当局より、「調査項目は国から提示される部分と、市独自の追加項目がある。追加項目については、先に締結した東北大学公共政策大学院との連携協定を活用し、職員のみだけでなく、第三者の目も通して地域の実情や状況を見ていただき、きっちりとした調査項目を作り上げ、業者へ委託をする。横手市に合った調査を行い、適切な計画にしたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成31年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域包括支援センターの職員が不足している。社会福祉士や主任ケアマネなどの資格を持つ非常勤職員がいるが、毎年いくらがんばっても正職員になれないため辞めてしまう方がおり、非常にもったいない。このことについて、どのように改善が図られているのか」との質疑に対し、当局より、「社会福祉士、保健師、主任ケアマネの3職種を1セットとすると、横手市では7セット、21人が必要になるが、現状で正職員は10人である。不足する11人については非常勤職員で資格を持っている方がいるので、処遇改善を図りながら充足を進めたいが、ケアプランの作成が忙しく、充足が進まないのが現状である」との答弁がありました。

また、「市全体から見ても西部地区の3つの高齢者福祉施設は非常に大事だと認識しているが、100パーセント稼働できているのかという心配がある。現状はどうか」との質疑に対し、当局より、「白寿園は稼働率96パーセントほどである。満床にするよう努力しているが、職員不足には勝てないという状況がある。老健おおもりについては稼働率98パーセントほどで、職員も充足している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第 39 号 平成 31 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「看護師等の奨学金貸付事業について、実際の申し込み者数は条例を作った時点の見込みと比べてどうか」との質疑に対し、当局より、「これまで、両病院とも看護師等が学校訪問を行い周知してきたことから、応募人数が定数を超えることを期待していたが、実際は他の医療機関への申し込みもあるため、両病院とも想定通りの人数となっている」との答弁がありました。

また、「大森病院の院内保育所が委託から直営へと変わったが、以前の状況とどのように変わったか」との質疑に対し、当局より、「保育士は認可保育所と院内保育所との保育のギャップに戸惑うようで、採用後に辞める方が多く流動的な状況だが、来年度の保育士確保の見通しは立っている。委託時より労務管理などの事務量は増えたが、経費的には 3 割ほど軽減になっている」との答弁がありました。

また、「横手病院、大森病院とも給与費が伸びている状況だが要因は何か」との質疑に対し、当局より、「横手病院においては今年度から嘱託の医師が増えたことと、麻酔科など、医師の足りない診療科への院外から来られる医師に対する報酬部分が大きく影響している。大森病院においては看護師の増員が主な理由となっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。